

犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度とは、殺人・傷害など故意の犯罪行為によって亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害を負った犯罪被害者などに対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の種類	支給対象者
遺族給付金	犯罪行為により、亡くなられた被害者の第一順位遺族 ※「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により、支給を受けられる遺族の範囲及び順位が決められています。
障害給付金	犯罪行為により、障害が残った被害者本人(障害等級第1級～第14級) ※ 障害とは、負傷又は疾病が治ったとき(症状固定含む)における身体上の障害で、国家公安委員会規則で定める障害等級第1級から第14級までに該当する程度の障害です。
重傷病給付金	犯罪行為により、重傷病(加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病。精神疾患の場合は療養期間1か月以上かつ3日以上)を負った被害者本人

【給付金の額】

被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。

【申請の期限】

原則として、発生を知った日から2年以内です。

【給付金の減額又は不支給】

次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 親族の間で行われた犯罪
- 労災保険等の公的給付や損害賠償を受けた場合
- 犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
- 被害者と加害者との関係やその他の事情から見て、給付金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合等

◆ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度 ◆

日本国外において犯罪被害に遭って亡くなられた日本国民の御遺族に国外犯罪被害弔慰金が、障害が残った日本国民に国外犯罪被害傷害見舞金が支給されます。

詳しく知りたい方は、静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室までお問い合わせください。

電話番号：054-271-0110（代表）

